

武蔵野クリーンセンター運営協議会に係る細目

この細目は、武蔵野クリーンセンター操業に関する協定書（平成29年8月4日付け締結）第12条第2項の規定に基づき、武蔵野クリーンセンター運営協議会（以下「協議会」という。）の構成、運営等について、必要な事項を定めるものとする。

1 設置

武蔵野クリーンセンター（以下「クリーンセンター」という。）の適正な運営等に関する諸問題を協議するとともに、地域住民と武蔵野市相互の理解を深め、地域の環境整備、福祉の増進を図るため、協議会を設置する。

2 活動

協議会は、目的の達成のため、次に掲げる活動を行う。

- (1) クリーンセンターの運営状況の監視
- (2) 地域住民の理解を深めるための広報活動
- (3) 環境の整備及び維持並びに福祉の増進のための活動
- (4) その他、目的を達成するために必要な諸活動

3 構成

協議会は、次に掲げる委員で構成する。

- (1) 地元委員（クリーンセンターに隣接する次の表の左欄に掲げる地域に応じて、同表の右欄に定める者をいう。以下同じ。）。ただし、各地域で選出する委員は、3人とする。

吉祥寺北町五丁目	北町五丁目町会が選出する者3人
緑町三丁目	緑町三丁目町会が選出する者3人
緑町二丁目三番	武蔵野緑町パークタウン自治会が選出する者2人 武蔵野緑町二丁目第2アパート自治会が選出する者1人

- (2) 市委員（環境部長及び環境部ごみ総合対策課クリーンセンター担当課長）

4 役員を選出

地元委員の中から地元委員の互選により会長1人、副会長1人、会計2人及び会計監査1人を選出し、それぞれの任期は1年とする。

5 運営

- (1) 会議の開催

会議は原則として、2カ月毎に開催するほか必要な場合はその都度開催する。

- (2) 開催場所

会議は原則として、クリーンセンターで行う。

(3) 運営方法

会長は、会議の円滑な議事進行に努める。なお、会議は原則として公開する。

6 委員の出席

- (1) 委員が出席できないときは、代理人を出席させることができる。
- (2) 委員が交替するときは、事務局に通知するものとする。
- (3) 委員のほか、必要に応じて関係者の出席を求めることができる。

7 その他

協議会の運営上、問題が生じたときは、その都度協議会にはかる。運営の細目は、協議会で協議のうえ決定する。

付 則

この細目は、平成29年8月4日から適用する。

付 則

この細目は、令和2年6月3日から施行する。